

防災器材等整備費補助金の変更点

1 趣旨

令和6年度、能登半島地震を受けて本事業を拡大強化（補助率を一律8割に引き上げ、補助対象品目に非常用備蓄食料を追加など）したことにより、予算を大幅に超える申請をいただきました。

引き続き、地域防災力強化を推進していくところではありますが、今年度の申請数の見込みが立たない中、限られた予算の範囲内での事業体制を見直します。

地域の皆様には、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2 変更点等

（1）申請期限

11月末日から、9月末日に変更します。

（2）内定額通知書

申請後、概ね10日後に「内定額通知書」を郵送します。内定額通知後、申請した器材等の購入が可能です。

申請締め切り付近での申請の場合、内定額通知書を省略し交付決定通知書のみ通知することがありますので、ご承知おきください。

（3）交付決定通知書

申請締め切り後、市の予算の範囲内だった場合は「交付決定通知書」を10月以降に郵送します。

市の予算を上回る申請があった場合は、補正予算を調整するため、12月以降に交付決定いたします。その際、補助率を一律案分させていただく可能性があることをご了承ください。

（4）請求書

請求書は、交付決定通知書に同封しますので、内定額通知書には同封しません。そのため、補助金の請求時期が10月以降になることをご了承ください。

（5）名入れ方法の緩和

購入した器材等本体に団体名の名入れが必要でしたが、器材等によっては数も多く町内会・自治会の負担が大きいことから、梱包材に明記でも可とします。引き続き、検品や作動確認等の作業はお願いいたします。

また、防災服の対象品には団体名と「自主防災」の明記が必要でしたが、不要とします。ただし、防災倉庫は建築物に該当しない条件の一つとして「防災倉庫」の明記が必要なため例外とします。

（6）実績報告書

従来どおり、購入品の名入れ、写真撮影、補助金の入金確認など、事業が完了してからご提出ください。

3 その他

例年、申請期日付近での申請が多い傾向にあります。なるべく早い時期での申請にご協力をお願いいたします。